

# 4月のごみ収集日について(お知らせ)

4月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

4月のごみ収集日予定表(日付は4月の収集日です)

地区名	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	2日(金)	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	12日(月)	9日(金) 30日(金)	8日(木)	9日(金) 30日(金)	12日(月)	14日(水)
缶 (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	21日(水)
プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	23日(金)	22日(木)	23日(金)	26日(月)	28日(水)
紙 類	火 6・13・ 20・27	月 5・12・ 19・26	金 2・9・16・ 23・30	木 1・8・ 15・22	金 2・9・16・ 23・30	月 5・12・ 19・26	水 7・14・ 21・28
もやせるごみ	火・金 2・6・9 13・16 20・23 27・30	月・木 1・5・8・12・15・19・22・26		月・水・木 1・5・7・8 12・14・15・19 21・22・26・28		火・水・金 2・6・7・9 13・14・16 20・21・23 27・28・30	

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。  
 ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください(収集車が回収する時刻に合わせての搬出はしないでください)。  
 びんは、色により3種類(透明、茶色、その他)に分けて、それぞれ資源の袋(赤)に入れ出してください。  
 缶とプラスチックは、分別して、それぞれ資源の袋(赤)に入れ出してください。

## お知らせ

4月から缶とプラスチックの出し方が変わりました。  
 これまで、缶とプラスチックを資源ごみとして一緒の袋に入れ出していただいていたのですが、4月から缶類とプラスチック類に分け、それぞれの資源の袋(赤)に入れて出すようになりました。貴重な資源を有効利用するために、分別方法が変わりましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。



生活環境課 ☎22-1314

## 介護保険料 Q&A

Q 4月に届く介護保険料の仮徴収額決定通知書(仮徴収通知書)の内容について教えてください。  
 A 毎年4月に、介護保険料が年金から天引きされている方(特別徴収の方)には、仮徴収額の決定通知書を、納付書により納めている方(普通徴収の方)には、仮徴収通知書をお送りしています。これは、4月の時点では介護保険料の算定の基礎となる前年中の所得がまだ確定していないため、前年度の保険料額を基礎として暫定的に賦課するものです(白石市では保険料の確定が8月になります)。

## 春の交通安全 市民総ぐるみ運動

安全運転に努めていただき、本運動期間中も事故のないよう市民の皆様のご協力をお願いします。  
 期間 4月6日(火)～15日(木)  
 運動の重点目標  
 ・子どもと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
 ・シートベルトとチャイルドシートへの着用の徹底  
 ・飲酒運転など、悪質・危険な運転の追放  
 ・自転車の安全利用の推進  
 ◎生活環境課 ☎22-1314

## 6月1日から国税の電子申告・納税などが利用できます

利用できる手続き  
 所得税、法人税、消費税の申告  
 全税目の納税  
 申請・届け出など(青色申告の承認申請、納税地の異動届け出、電子納税証明書の交付請求など)  
 利用には、「開始届出書」の提出(4月1日から)が必要です。  
 問い合わせ先  
 ・「ヘルプデスク」(全国一律市内通話金・平日の9時から17時まで) ☎0570-015901  
 ・E-TAXホームページ  
<http://e-tax.na.go.jp>

## 国保税 Q&A

Q 4月に国民健康保険加入の届け出をしましたが、納付書はいくらくのでしょうか?  
 A 本市の国保税の納付書は、原則として、4月と8月の年2回送付しています。  
 4月に送付する納付書は、平成15年度から引き続き国保に加入されている方に対して送付するもので、平成16年度の国保税額が確定するまでの仮の税額(暫定賦課)を納めていただくものです。  
 4月以降に国保に加入された方は、前年度の国保税額がないため、納付書を今年度の国保税額が確定する8月にお送りすることになり、加入月から平成17年3月までの分を8月以降の納期(5回)で納めていただくこととなります。  
 ◎税務課国民健康保険係 ☎22-1313

## 児童手当が変わります

4月から、児童手当の支給対象年齢が引き上げられ、小学校第3学年修了前まで児童手当が支給されることとなります。  
 手続きなどの詳細は、5月号の広報などでお知らせします。  
 ◎市民課総務係 ☎22-1312

## 国民年金からのお知らせ

学生の皆さん「学生納付特例制度」をご存じですか?  
 学生の方も、20歳になったら国民年金に必ず加入して、保険料を納めることになっていきます。  
 しかし、学生本人の前年の所得が原則として68万円以下である場合には、保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。  
 申請して承認を受ければ、ケガや病気で1〜2級の障害が残る場合には、満額の障害基礎年金が受けられます。しかし、老齢基礎年金を受け取る際には、学生納付特例の期間は受給資格期間として計算されませんが、年金額には反映されません。このため、10年以内であれば後払いできますので、社会人になったら保険料を納めることをお勧めします。  
 なお、学生納付特例の申請は、毎年度必要ですので、平成15年度に学生納付特例の承認を受けている方も、今年の4月以降も引き続き学生納付特例を希望される場合は、5月末日までに市の国民年金相談係に再度申請が必要です。  
 コンビニでも保険料が納付できるようにになりました  
 4月(一部の方は2月)から交付された国民年金保険料の納付書は、コンビニエンスストアでも納められます。  
 国民年金保険料は、平成16年度国民年金保険料額(今年の4月分からは、前年度と同額の1か月13,300円です。保険料の納め忘れがないようにするために、前納制度をご利用されることをお勧めします。  
 これは、1年分や半年分などの保険料を前もってまとめて納める方法で、割引があり大変お得です。例えば、4月中に1年分をまとめて前納する額は、毎月納めた場合より2,830円もお得です。  
 ◎市民課国民年金相談係 ☎22-1312